

厚岸町条例第36号

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和7年12月16日

厚岸町長 三浦克彦

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年厚岸町条例
第31号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (7) 住登外者宛名番号管理機能 町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって、住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。
- (8) 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第4条第1項中「及び町長」を「、町長」に改め、「特定個人番号利用事務」の次に「並びに町長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第9条第1項に規定する準法定事務」を加える。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 町長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第9条第1項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第 1 中

5 教育委員会	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱（平成17年厚岸町教育委員会訓令第5号）による要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事務であって規則で定めるもの	を
---------	--	---

5 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	
6 教育委員会	厚岸町要保護及び準要保護児童生徒認定及び就学援助費支給に関する取扱要綱（平成17年厚岸町教育委員会訓令第5号）による要保護及び準要保護児童生徒の認定に関する事務であって規則で定めるもの	に
7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	

改める。

別表第 2 中

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの	
地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの	を

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの

地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に、

住民票関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

を

住民票関係情報であって規則で定めるもの

地方税関係情報であって規則で定めるもの

住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

に

改める。

別表第3を次のように改める。

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	厚岸町要保護及び準要保護 児童生徒認定及び就学援助 費支給に関する取扱要綱に よる要保護及び準要保護児	町長	住民票関係情報で あって規則で定め るもの

	児童生徒の認定に関する事務 であって規則で定めるもの		地方税関係情報で あって規則で定め るもの
			住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの
2 町長	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの	教育委員 会	住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの
3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能 による住登外者の情報の管 理に関する事務であって規 則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。